

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響及び燃料価格の高騰が続く中、日常的に利用者の感染症対策に努め、安全安心な運行を継続している公共交通事業者を支援し、町民の移動手段を確保するため、公共交通事業者に対して、予算の範囲内において酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(高速乗合バス及びコミュニティバス事業者を除く。)を行うものをいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送限定事業を除く。)を行うものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、町の同種事業の補助を受けていないこと及び受ける見込みがない者とする。

- (1) 一般社団法人千葉県バス協会に加盟し、法第4条の許可を受け、町内を運行している路線バス事業者
- (2) 一般社団法人千葉県タクシー協会に加盟し、町内に本社又は営業所を置くタクシー事業者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、各交付対象者につき、50万円を申請額の上限とする。

2 補助金の交付は、各交付対象者につき、1回を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月28日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (2) 事業許可証の写し等(町内の運行又は営業所等の存在を証明できるもの)

- (3) 町内を運行する車両数等を確認できる書類（令和4年9月1日時点のもので、旅客輸送車両に限る。）
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前と現状の収益が確認できる書類（平成31年4月から令和元年8月及び令和4年4月から8月の収益）
- (5) 令和3年1月から令和4年8月までの各月ごとに車両の燃料費が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付することが適当と認めたときは、酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の額が確定した申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金請求書（別記第4号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、本事業における補助金の全部又は一部の交付を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が返還の必要があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により取消しを行った場合には、その旨を酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金取消通知書（別記第5号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により通知した部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助金に係る経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び当該補助金の経理に係る証拠書類は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し、必要な事項は

別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月3日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定により補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

交付対象者	補助金額
路線バス事業者	町内を継続して定期運行している路線を有する事業者、町内を運行する路線バス車両台数に10万円を乗じて得た額（1交付対象者当たり50万円を限度とする。）
タクシー事業者	事業者が町内の営業所等に配置する事業用車両台数に3万円を乗じて得た額（旅客を運送している車両に限り、1交付対象者当たり50万円を限度とする。）

別 記
第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）酒々井町長

申請者 住所（所在地）
名 称 印
代表者職氏名

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付申請書

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請（請求）額

路線バス事業者 補助金額（10万円）× 車両台数（ ）	円
タクシー事業者 補助金額（3万円）×車両台数（ ）	円
合計	円

※（ ）内へは町内を運行している車両台数を記載願います。

※50万円を申請額の上限とします。

2 担当者

氏名		電話番号	
----	--	------	--

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）酒々井町長

誓約書兼同意書

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金の申請に当たり、下記事項について誓約及び同意します。

この誓約に反したことにより、当該補助金を返還することとなっても、意義は一切申し立てません。

記

- 1 代表者又は役員に酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第2号の暴力団員、同条第3号の暴力団員等又は第9条第1項の暴力団密接関係者がいないこと。
- 2 申請時において、今後も事業を継続する意思を有すること。
- 3 町の同種事業の補助を受けていないこと及び受ける見込みがないこと。
- 4 町において、申請者が税等に未納がないこと。

住所（所在地）

氏名（代表者名）又は名称

印

第3号様式（第6条関係）

酒々井町達 号
年 月 日

様

酒々井町長

印

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付要綱第5条の規定により申請のありました補助金について、交付することを決定しましたので、第6条第2項の規定により通知します。

交 付 額	円
-------	---

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金請求書

（あて先）酒々井町長

申請者 住所（所在地）
名 称 印
代表者職氏名

年 月 日付け酒々井町達第 号で交付決定のあった酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金について、酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名							
支店名							
預金種別	普通 ・ 当座						
口座番号							
フリガナ 口座名義人							

第5号様式（第8条関係）

酒々井町達第 号
年 月 日

酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金取消通知書

様

酒々井町長

印

年 月 日付け酒々井町達第 号で交付決定した酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金について、酒々井町公共交通事業者運営支援対策事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、補助金の交付を取り消すことに決定したので通知します。

1 交付取消額 金 円

2 取消理由